

農業振興地域制度について

農業振興地域制度の概要

①優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられています。

②具体的には、都道府県知事が基本方針（農業振興地域整備基本方針）を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が整備計画（農業振興地域整備計画）を策定することとしています。

市町村の整備計画においては、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域内を定め、当該区域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っています。

●農用地区域とは…

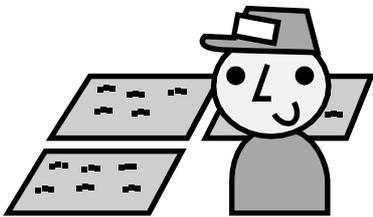
農用地区域とは、市町村が10年間を見通して、農用地として利用すべき土地を設定するもので、農業の健全な発展のために必要な施策は、農用地区域対象に集中的に行われます。農用地区域内の農地について転用が認められるためには、この農用地区域からの除外が必要です。

農用地区域は、市町村が定める農業振興地域整備計画の中で設定されます。

農業振興地域整備計画では、農用地区域の設定のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備計画などが定められます。

●農用地区域内の農地を転用する場合

農用地区域内の農地を転用する場合は、農用地区域からその農地を除外した上で農地法による転用許可を受ける必要があります。



●お知らせ

町では、平成19・20年度の2か年にわたり農業振興地域整備計画の見直しを行っています。

それに伴い、農用地区域内の田畑等を転用する場合の、農用地区域からの除外申請は平成20年5月1日から平成21年5月31日までの間、一時中断しますのでご了承くださいるようお願いいたします。

また、農業振興地域の変更に伴う基礎資料として農家の皆さんの意向を把握するため「農家意向調査」(アンケート)を実施いたしますので、率直な意見を記入していただけますようお願いいたします。



▼問い合わせ先

産業振興課 農村振興係

☎ 9136

農業委員会委員選挙人名簿登録申請をお忘れなく

12月上旬以降、自治会長から「選挙人名簿登録申請書」が各農家に配布されます。

これは、各農家からの申請により、毎年1月1日をもって選挙管理委員会が、農業委員会委員の選挙人名簿を調整しなければならぬこととの法律の定めによるものです。

ただし、選挙人名簿に登録されるためには、次の要件を満たしている必要があります。

●本町に平成20年1月1日現在、住所を有する人

●平成20年3月31日現在において、満20歳以上の人

●平成20年1月1日現在、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人、及びその同居の親族又は配偶者で、年間60日以上農業に従事していること。

各自治会長がまとめて、平成20年1月10日(木)までに農業委員会事務局に提出してください。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局

☎ 9166